

堺市高齢者日常生活用具給付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付で申請のあった日常生活用具の給付について、次のとおり給付することに決定したので通知します。

給付番号	第号	給付決定年月日	年 月 日
給付する用具		納入業者の氏名 ( 名 称 )	
		納入業者の住所 ( 所 在 地 )	
費用の負担		本人又は生計中心者が 支払う負担金の額 円	本市の負担額 円
注 意 事 項	<p>1 用具は、本人又は世帯の生計中心者がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものですから、負担金については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したりすることは禁じられています。</p> <p>3 2に違反したときは、用具の返還を求めることがあります。</p>		